

平成 20 年 5 月 22 日

各 位

会社名 新日本理化株式会社
代表者名 取締役社長 藤本 万太郎
(コード 4406 大証第1部)
問合せ先 取締役財務本部長 加藤 純
(TEL. 06 - 6202 - 0624)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 22 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 6 月 27 日開催予定の第 136 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の公告方法について、周知性の向上および手続きの合理化を図るため、現行定款第 5 条に定める公告方法を電子公告に変更することとし、あわせてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。
- (2) インターネットの普及を考慮し、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるよう変更案第 17 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設し、あわせて現行定款第 17 条以下の条数を順次繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(公告方法) 第 5 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
(新 設)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 17 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>
第 17 条 } (条文の記載省略) 第 47 条	第 18 条 } (現行どおり) 第 48 条

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 20 年 6 月 27 日(金曜日)
定款変更の効力発生日 平成 20 年 6 月 27 日(金曜日)

以 上